○八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則

令和８年９月11日規則第10号

八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、八千代町犯罪被害者等支援条例（令和８年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「町民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる事項により、やむを得ず本町の住民基本台帳に記録されずに町内の区域内に居住している者とする。

（１）　東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第２条第３項に規定する避難住民

（２）　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

（３）　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第２条第４項に規定するストーカー行為等を受けていた者

（４）　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に規定する児童虐待を受けていた者

（５）　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第２条第３項に規定する高齢者虐待を受けていた者

（６）　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第２条第２項に規定する障害者虐待を受けていた者

（７）　その他本町の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

（８）　その他町長が特別な理由があると認める者

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（見舞金の種類及び支給額）

第３条　条例第８条の見舞金（以下「見舞金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる見舞金の

区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、他の市区町村から当該各号に定める見舞金と趣旨を同じくする給付を受けた場合には、当該各号に定める額から当該給付を受けた額を控除した額とする。

（１）　遺族見舞金　30万円

（２）　重傷病見舞金

ア　療養期間が１月以上３月未満　５万円

イ　療養期間が３月以上　10万円

２　前項の規定にかかわらず、同項第２号の重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、同項第１号に規定する遺族見舞金の額から同項第２号に規定する重傷病見舞金の額を控除した額を遺族見舞金として当該遺族に支給する。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から１年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は支給しない。

（見舞金の対象となる犯罪行為）

第４条　前条の見舞金の対象となる犯罪行為は、被害届の提出等により警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実及び犯罪行為により害を被ったことが警察等の関係機関への照会等により町長が確認できることを要件とする。

（見舞金の支給対象者）

第５条　見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、当該犯罪行為が行われた時において、被害者が町民であった場合に限るものとする。

（１）　遺族見舞金　犯罪行為により死亡した者（以下、「死亡被害者」という。）の遺族

（２）　重傷病見舞金　犯罪行為により重傷病を負った者

２　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（２）　死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（３）　前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3　死亡被害者の死亡のときに胎児であった当該死亡被害者の子が出生した場合における前項第２号又は第３号の規定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡のときに死亡被害者の収入によって生計を維持していた場合は同項第２号の子と、その他の場合は同項第３号の子とみなす。

4　遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族の順位は、第２項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位とし、父母については、養父母を先とし実父母を後にする。

5　前項の規定により第１順位となる遺族（以下「第１順位遺族」という。）が２人以上いるときは、これらの者は遺族見舞金の申請、請求及び受領に当たり、代表者を１人選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して支給した遺族見舞金は、当該第１順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。

6　死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（見舞金の支給の制限）

第６条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。

（１）　犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者（以下「犯罪行為被害者」という。）又は第１順位遺族（第１順位遺族が２人以上いるときは、そのいずれかの者。次号及び第３号において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合

ア　夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ　直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ　３親等内の親族（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ　同居の親族

（２）　犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者又は第１順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア　当該犯罪行為を教唆し、又は幇助する行為

イ　過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他当該犯罪行為を誘発する行為

ウ　当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

エ　アからウまでに掲げるもののほか、犯罪行為の発生につき、犯罪行為被害者又は第１順位遺族の責めに帰すべき行為

（３）　犯罪行為被害者又は第１順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア　当該犯罪行為を容認していたこと。

イ　八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等に該当すること。

ウ　当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

（４）　前３号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと町長が認める場合

２　前項第１号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

（１）　犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の規定による保護命令が発せられていた場合

（２）　犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合

ア　児童虐待の防止等に関する法律第２条に規定する児童虐待

イ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第２条第３項に規定する高齢者虐待（同条第４項第２号、第５項第１号（同号ホに係る部分に限る。）及び同項第２号（同項第１号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

ウ　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第２条第２項に規定する障害者虐待（同条第６項第２号に掲げる行為、同条第７項（同項第５号に係る部分に限る。）及び第８項（同項第５号に係る部分に限る。）に規定する行為を除く。）

（３）　前２号に掲げる場合に準ずるものとして町長が認める場合

（遺族見舞金の支給申請）

第７条　遺族見舞金の支給を受けようとする第１順位遺族（第１順位遺族が２人以上のときは、第５条第５項の規定により選任された代表者。以下「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書兼請求書（様式第１号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、当該犯罪行為による被害について、既

に次条の規定による重傷病見舞金の申請が行われているときは、重複する書類の提出を省略することができる。

（１） 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

（２） 遺族見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他証明書

（３） 遺族見舞金申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡のときに事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類

（４） 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類

（５） 遺族見舞金申請者が第５条第２項第２号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われたときに死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

（６） 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類

（７） その他町長が必要と認める書類

（重傷病見舞金の支給申請）

第８条 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、重傷病見舞金支給申請書兼請求書（様式第３号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし，申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は，申請を行う者の代理人が申請することができる。

（１） 当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書であって、条例第２条第１項第８号アに該当することを証明することができる書類

（２） 当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明する書類（当該被害届を警察に提出することが困難であると町長が認める場合を除く。）

（３） 重傷病見舞金申請者本人であることを確認することができる書類

（４） その他町長が必要と認める書類

（見舞金の申請期限）

第９条 前２条の規定による申請は、当該犯罪行為による犯罪行為被害者の死亡若しくは重傷病の発生を知った日から１年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から２年を経過したときは、することができない。

２　前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により、同項に規定する期間を経過する前に前２条の規定による申請をすることができなかったと町長が認めるときは、その理由の止んだ日から６月以内に限り、見舞金の申請をすることができる。

（見舞金の支給決定等）

第10条　町長は、第７条又は第８条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給（不支給）決定通知書（様式第４号）により、当該申請をした者に通知の上、見舞金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに見舞金を支給するものとする。

（見舞金の返還等）

第11条　町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（１）　偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。

（２）　条例又はこの規則の規定に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書（様式第５号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（報告等）

第12条　町長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、支給決定者に報告を求め、調査を行うことができる。

（照会）

第13条　町長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察のその他の関係機関に照会することができる。

（委任）

第14条　この規則に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（適用区分）

2　この規則は、この規則の施行の日以後に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用する。

様式第１号（第７条関係）
様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

八千代町長　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遺族見舞金支給申請書兼請求書

八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第７条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。また、当該申請に係る支給の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記の金額を請求します。

記

１　犯罪被害の状況
添付書類「犯罪被害に関する申立書（様式２号）」のとおり

２　申請者と被害者の続柄
□配偶者　□子　□父母　□孫　□祖父母　□兄弟姉妹

３　申請額（請求額）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名等	
預金の種別	当　座　・　普　通		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

誓約・同意事項

【誓約事項】
1　八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第６条に規定する遺族見舞金の支給の制限に該当しないこと。
2　八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第１１条の規定により、
（１）　偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
（２）　条例又は規則の規定に違反したとき。
上記の件が判明した場合には、既に支給を受けた遺族見舞金を速やかに返還すること。
3　この申請において、第１順位遺族が複数人いるとき、遺族見舞金の支給決定を受けた後に、この遺族見舞金を受けるべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となるときは、私の責任において解決すること。

【同意事項】
1　遺族見舞金の受給資格を確認するため、八千代町が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第２条第１項各号の該当の有無、その他遺族見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
2　見舞金の支給の決定に際し、被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、八千代町が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、遺族見舞金の申請をするに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認のうえ、誓約及び同意します。

申請者氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

添付書類

1	犯罪被害に関する申立書（様式第２号）	□
2	被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	□
3	申請者と被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他証明書	□
4	申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の時に事実上婚姻関係にあったことを証明できる書類	□
5	申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の時に事実上婚姻関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類	□
6	申請者が八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第５条第２項第２号に該当する者であるときは、犯罪被害当時に、被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類	□
7	遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類	□
8	その他町長が必要と認める書類	□

様式第２号（第７条及び第８条関係）
様式第２号（第７条及び第８条関係）

年　　月　　日

八千代町長　様

申立人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
被害者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

犯罪被害に関する申立書

私は、見舞金の支給申請するに当たり、誓約事項及び同意事項を確認し、誓約及び同意のうえ、次のとおり申し立てます。

<table>
<tr><td colspan="2">被害届の提出</td><td colspan="2">□有　　□ 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害届の提出先</td><td colspan="2">□下妻警察署
□　　都道府県　　警察署</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">受理番号・罪名</td><td>受理年月日</td><td>受理番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">罪名</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の年月日時</td><td colspan="2">年　　月　　日　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の発生を知った日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">被害者</td><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>被害当時の住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>死亡したとき
（死亡診断書による）</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

誓約事項	□　申立人及び被害者は、八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第６条に規定する見舞金の支給の制限に該当しません。
同意事項	□　見舞金の受給資格を確認するため、八千代町が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第２条第１項各号の該当の有無、その他遺族見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。 □　被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、八千代町が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

※該当する□にレ点を付けてください。

様式第３号（第８条関係）
様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

八千代町長　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
被害者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

重傷病見舞金支給申請書兼請求書

八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第８条の規定により、次のとおり重傷病見舞金の支給を申請します。また、当該申請に係る支給の決定が申請額と同額で決定されたときは、下記の金額を請求します。

記

１　犯罪被害の状況
添付書類「犯罪被害に関する申立書（様式２号）」のとおり

２　重傷病見舞金の種類
□ 療養期間が１月以上３月未満
□ 療養期間が３月以上
□ 上記以外の場合で、町長が見舞金を支給することが特に必要と認めたとき

３　申請額（請求額）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名等	
預金の種別	当　座　・　普　通		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

誓約・同意事項

【誓約事項】
1　八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第６条に規定する重傷病見舞金の支給の制限に該当しないこと。
2　八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第１１条の規定により、
（1）　偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
（2）　条例又は規則の規定に違反したとき。
上記の件が判明した場合には、既に支給を受けた重傷病見舞金を速やかに返還すること。

【同意事項】
1　重傷病見舞金の受給資格を確認するため、八千代町が保有する私及び被害者に関する住民基本台帳の記載事項、八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第２条第１項各号の該当の有無、その他重傷病見舞金の申請に関して必要な情報を確認すること。
2　見舞金の支給の決定に際し、私が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、八千代町が警察署、医療機関等の関係機関に確認し、回答を得ること。

私は、重傷病見舞金の申請をするに当たり、上記の誓約事項及び同意事項を確認のうえ、誓約及び同意します。

申請者氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

添付書類

1	犯罪被害に関する申立書（様式第２号）	□
2	負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が１か月以上であったこと（当該疾病が精神疾患である場合には、その療養の期間が１か月以上であって、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったこと）を証明することができるもの	□
3	当該被害に係る被害届が警察に受理されていることを証明できる書類（当該被害届を警察に提出することが困難であると町長が認めた場合を除く。）	□
4	重傷病見舞金申請者本人であることを確認することができる書類	□
5	その他町長が必要と認める書類	□

様式第４号（第10条関係）
様式第４号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

八千代町長

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給（不支給）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、下記のとおり決定したので、八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第１０条第２項の規定により通知します。

記

支給の決定	支給　・　不支給
支給決定額	円
支給の条件	次のいずれかに該当することとなったときは、町長の請求に応じて、当該見舞金を返還すること。 １　偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。 ２　八千代町犯罪被害者等支援条例又は同条例施行規則の規定に違反したとき。
不支給の理由 （不支給の場合）	

（審査請求等）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、八千代町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、審査請求することができなくなります。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、八千代町を被告として（訴訟において八千代町を代表する者は八千代町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第５号（第11条関係）
様式第５号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

八千代町長

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書

年　　月　　日付け第　　号で決定した犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、下記の理由により支給決定を取り消したので、八千代町犯罪被害者等支援条例施行規則第１１条第２項の規定により通知します。

記

取消しの理由	

（審査請求等）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、八千代町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、審査請求することができなくなります。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、八千代町を被告として（訴訟において八千代町を代表する者は八千代町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。